

文京区印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

文京区印鑑条例（昭和50年3月文京区条例第37号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条 省略</p> <p>（登録資格）</p> <p>第三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）により区が備える住民基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>第四条から第二十二條まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一条及び第二条 省略</p> <p>（登録資格）</p> <p>第三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）により区が備える住民基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 <u>成年被後見人</u></p> <p>第四条から第二十二條まで 省略</p>